

建設技術者が把握すべき民法上の責任概念に関する一考察

京都大学大学院法学研究科 学生会員 ○辻岡 信也
 岐阜大学工学部社会基盤工学科 正会員 本城 勇介
 武蔵工業大学工学部都市基盤工学科 正会員 吉田 郁政

1. はじめに

技術者モラルが社会問題となる昨今、技術者が自らの法的責任を認識し行動することの必要性が高まっている。技術者はこれまで、程度の大小はあれ、自らの行為により発生する法的責任をあまり意識することなく、主に技術的な問題に対応する専門家として企業活動を続けてきたのが現実であると考えられる。社会的利害関係に基づく技術者倫理が強く求められる現在、技術者が良心に基づく倫理的責務のみではなく、自らの法的な責任を正確に把握する意義は大きい。

また、設計基準の性能規定化の動きにより、技術者の裁量と共に負担すべき法的責任も大きくなることは当然の帰結と言える。規定の性能を満足する計画や設計施工を行うに当たり、技術者としての判断がより複雑になると考えられるが、その要因として、技術的判断の高度化や経済的リスクの視点とともに、法的リスクの視点が不可欠になることが挙げられる。構造物の安全性に完全があり得ない以上、いかなる性能をいかなるコストで実現するかは、まさに契約の問題である。よって、法的責任をいかに負うかを技術者自らが認識すべきであろう。

本考察においては、技術者が意識すべき法的責任の概略を俯瞰し、その中でも特に不法行為責任¹⁾の構造について概説し、その後判例分析を通じて技術者が法的責任を認識する意味を考察する。

2. 技術者が意識すべき法的責任

日本の法体系の中には多数の法的責任に関する根拠法規が存在するが、大きく分けて原則的性質を持つ一般法と、各論的性質を持つ特別法に区別される。私企業(行政機関の私人的行為を含む)及び技術者個人が業務上の行為に付き責任を問われる場合、民法体系²⁾の適用を受けることになるが、この場合の一般法は民法であり、特別法としては商法や消費者契約法、製造物責任法などが例として挙げられる。本考察では、一般法として根幹を成す重要な法律である民法上の規定を、考察対象とする。なお、一般的に建設関連で技術的責任を問われるケースとして、自然災害時における行政の責任を問う国家賠償法上の責任追求事例(河川氾濫に対する防護施設不備、土砂災害における道路管理責任など)を目にすることが多い。行政法の一つである国家賠償法の適用に当たっても民法概念の理解が欠かせないが、その立法目的には、国家の過失責任を追及すること以外にも、弱者救済の政治的な意図が混入していることに留意する必要がある。

例えば、自然災害といった偶然が大きな要因である場合には、危険の公平な負担の観点から、税金による国庫からの賠償という形で広く国民にリスクを配分する狙いを持つ場合などがある。これらは行政法特有の公権性の徴表と言える。被告と原告の立場が対等とは言えない国家賠償法上の責任関係については特に、本城ら³⁾による研究成果がある。

民法典に限定すれば、以下に挙げる三点が、特に技術者の意識すべき責任であると考えられる。

- 債務不履行責任 (415条)
- 瑕疵担保責任
(一般:570条, 請負契約上特則:634~641条)
- 不法行為責任
(一般:709条, 土地工作物管理者責任:717条)

債務不履行責任とは、履行遅滞、履行不能、不完全履行の三点に関する責任を示し、債権者(発注者)には解除権及び損害賠償請求権が認められるものである。端的に言えば設計や施工が工期に間に合わない場合に債務者側(請負側)が負う責任である。また、瑕疵担保責任とは、特定物の引き渡しに付きその目的物に瑕疵(欠陥)がある場合、債権者に解除権及び損害賠償請求権が認められるものである。日本の民法はその責任を負う根拠(帰責事由)について過失責任主義を採っており、債務不履行責任を問うには原則通り債務者の故意過失が必要であるが、瑕疵担保責任は例外的に、債務者の過失の有無に関係なく問われることになる。この二つは契約当事者間における責任関係であり、争点が契約関係そのものになることが多いため、まず契約に関する理解を深める必要がある。ただし法的理論はかなり確立しており、理解があれば、いかなる責任を負う危険があるか(どの補償の仕方が最も有利か、営業補償をどの範囲で求められるかなど)を事前に想定しながら行動することが可能とも考えられる。

3. 不法行為責任

(1)一般不法行為責任(709条)

技術的観点が顕著に問題となるのは不法行為責任である。これには自動車運転中の歩行者との事故、さまざまな管理による現場での死亡事故、設計計算書の偽装による損害発生など、様々な具体例が考えられる。前二者と大きく異なるところは、前二者が契約当事者間における損害が問題となるのに対し、不法行為責任は不特定の第三者相手に責任を負う点である。そのため、被害を受け

る客体も、発生する損害の性質も様々であり、極めて多様な様態を持つ責任であることから、条文解釈の幅は非常に広い。一般不法行為責任(709条)の通説的理解による成立要件は①加害者の故意過失の存在、②保護法益を侵害したこと、③実際に損害が発生したこと、④加害者の行為と損害の間の因果関係の存在、の4つであるが、②③は自明であることが多いため、多くの争点は①及び④である。①に関しては例えば、設計計算のチェックは完全に行われたのか、コンクリートの品質管理に不手際が無かったかなどの技術的な証明が争点になることがある。技術的限界を把握して証明責任を果たすのも技術者の責務であるし、一見非効率な上職者の押印が並ぶ承認や議事録の作成も、作業プロセスの健全さを証明するための重要な手続であり、これを行うこともやはり技術者の責任である。④に関しては例えば公害訴訟における工場からの排出物と公害病との因果関係や医療過誤と死亡の因果関係など、証明に高度な技術的観点を要する事例が少なくない。これらの証明も当然に技術者の責務であり、自らの行為が過失認定を受けないこと、また因果関係を持って第三者に損害を及ぼさないようにすることに常に留意すべきである。

(2) 土地の工作物の管理者責任(717条)

717条は特に建設業にとって関係が深い不法行為責任である。構造物そのものやその管理に瑕疵(欠陥)がある場合に管理者は責任を問われ、もしも管理者が過失の不存在を証明し(中間責任)、責任が否定された場合は、その所有者が過失の有無によらず責任を負う(無過失責任)。不法行為責任はその適用が広い反面、消滅時効が3年(一般の債権は10年)など、被害者にとって不利な部分もある。その中でも最も被害者にとっての負担になる特徴は、立証責任が被害者側にあることである。すなわち、過失の存在並びに因果関係の存在を裏付ける証拠を、被害者側が裁判所に提出する必要がある。しかし、加害者が企業であり、その業務によって被害を受けたとすれば、加害者は営利活動の反射的效果として被害を与えたわけであり、その時点で既に責められるべき立場である。このような営利活動をする者がそもそも担うべき責任を「報償責任」、工事や自動車の運転などのそもそも危険なものを取り扱う者が担う、特に注意して行動する責任を「危険責任」と呼ぶ。これらは民法の原則である「過失責任」を修正するものであり、土地の工作物に関わる者には、これら特別の帰責性を根拠に中間責任や無過失責任による重い責任を課せられている。

4. 判例分析の必要性

不法行為責任の重要な要素である過失の有無や因果関係の有無、瑕疵の有無の認定は、その要件の性質上、裁判官の自由心証を通して行われ、事前に明文で認定基準を把握することは難しく、認定基準把握には判例分析が必要となる。法学分野では盛んに研究が行われており、例えば工事中の道路の赤色灯が先行車により倒され、その後続車が道路工事に気付かず道路工事箇所より自動車ごと転落し運転者が死亡したため、遺族が施工業者に

損害賠償責任を追及した事例⁴⁾につき、先行車による赤色灯の転倒と後続車の転落までの僅かな時間では、いかなる防護措置も不可能であった、すなわち結果回避可能性が無かったことを理由に瑕疵の存在を否定した(ここではその対象物の客観的性状を示すべき瑕疵の概念に行行為者の事情が読み込まれていて興味深い)が、ここでは触れない。施工管理を行う技術者は、この判例から、工事保安設備の定期的なチェックとその記録および問題発生を予見して復旧手段を準備しておくことが、事故の発生を未然に防ぐばかりでなく、法的責任を免責されるためにも必要であることを認識するであろう。このように技術者が責任の構造を把握し、技術的観点で判例の分析を行うことは非常に意義があり、今後必要とされる努力であると考えられる。

5. おわりに

我が国においては、基準上の仕様を守りさえすれば法的責任を免除されるという安心感の存在が、技術者の法的責任に対する関心が小さい理由の一つではないだろうか。しかし一方、現実には省令による基準を遵守して設けられた工作物であったのにもかかわらず、717条の不法行為責任が問われた判例が存在する。鉄道事業者が、基準では遮断機が必要ないとされる第四種踏切に、遮断機を設けていなかったことを理由として責任を問われた事例⁵⁾である。判決理由によれば、省令による基準は最低限度を示すものに過ぎず、事業者は安全に配慮する義務を有し、例え基準上は遮断機が不要であっても、当該踏切道における見通しの良否、交通量、列車回数などの具体的状況を基礎として総合判断した結果遮断機が必要であると認められる場合は、遮断機を設けなかったことが717条の瑕疵にあたり、不法行為責任を負うというものであった。

現実の実務の立場からすれば、この判例に違和感を覚える技術者も多いであろう。しかし、基準を盾にひたすらコストダウンを目指す(あるいは目指させる)社会通念上の常識から乖離した技術者がいるのも現実である。技術者が社会通念上の常識を失わないためにも、常に法的責任を認識し、責任を果たす行動をする必要がある。

今後、技術者の立場からの判例分析をすすめ、法的責任を根拠とした技術者の技術的判断基準要素、社会的責務・倫理的行動規範を確立していくことを目指す。

参考文献

- (1) 藤岡・浦川・磯村・松本、有斐閣Sシリーズ 民法(4)債権各論、有斐閣、2005.6
- (2) 山本敬三、民法講義(1)総則、有斐閣、2005.4
- (3) 本城・北原、国家賠償法2条と社会基盤施設の安全性に関する考察、構造工学論文集 Vol.51A、2005.3
- (4) 最高裁判所第一小法廷 昭和50年6月26日、民集29巻6、P.851
- (5) 踏切事故と工作物責任、交通事故判例百選[第二版]、有斐閣、pp.164-165、1975